

市報第12号

平成21年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成21年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

平成 21 年度 横 浜 市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
5 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	動物愛護セン ター（仮称） 整備事業	円 91,151,550	円 65,191,000	円 25,960,550	円 -
6 環境創造費	6 環境整備費	河川整備事業	123,681,494	98,944,494	24,737,000	-
7 資源循環費	2 適正処理費	戸塚区品濃町 最終処分場 対策事業	697,298,770	325,874,920	371,423,850	-
10 都市整備費	1 都市整備費	東横線跡地 整備事業	281,183,700	101,640,000	179,543,700	-
10 都市整備費	1 都市整備費	戸塚駅周辺 整備事業	140,625,976	140,025,976	600,000	-
11 道路費	2 道路整備費	駅まで15分 道路等整備事業	60,642,000	44,982,000	15,660,000	-
11 道路費	2 道路整備費	交通安全施設等 整備事業	30,513,000	19,789,000	10,724,000	-
11 道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	1,461,575,000	1,203,271,000	258,304,000	-
11 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	5,252,558,000	5,151,767,000	100,791,000	-
16 諸支出金	1 特別会計 繰出金	戸塚駅西口第1 地区市街地 再開発事業	1,083,192,000	1,023,060,000	60,132,000	-
16 諸支出金	1 特別会計 繰出金	戸塚駅前地区中央 土地区画整理事業	1,423,399,205	1,295,473,205	127,926,000	-
一 般 会 計 計			10,645,820,695	9,470,018,595	1,175,802,100	-

## 事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	
25,960,550	25,000,000	—	—	—	—	960,550	関係者との協議に日時を要したため
24,737,000	8,245,666	8,245,667	8,245,667	—	—	—	補償物件の移転に日時を要したため
371,423,850	371,000,000	—	—	—	—	423,850	工法変更等に伴い工事が遅延したため
179,543,700	99,980,700	79,563,000	—	—	—	—	設計等の変更に伴い工事が遅延したため
600,000	—	300,000	—	—	—	300,000	補償物件の移転に日時を要したため
15,660,000	7,047,000	8,613,000	—	—	—	—	先行する工事の遅れに伴い工事が遅延したため
10,724,000	—	—	—	—	—	10,724,000	関係機関との協議に日時を要したため
258,304,000	104,554,550	114,101,575	—	5,395,000	33,967,500	285,375	支障物件の撤去に日時を要したため
100,791,000	17,334,000	21,186,000	—	—	—	62,271,000	関係機関との協議に日時を要したため
60,132,000	23,832,000	36,300,000	—	—	—	—	先行する工事の遅れに伴い工事が遅延したため
127,926,000	68,413,250	59,512,750	—	—	—	—	関係機関等との協議に日時を要したため
1,175,802,100	725,407,166	327,821,992	8,245,667	5,395,000	33,967,500	74,964,775	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(市街地開発事業費会計)						
1	市街地開発 事業費	戸塚駅西口第1 地区市街地 再開発事業	円 1,083,192,000	円 1,023,060,000	円 60,132,000	円 -
1	市街地開発 事業費	戸塚駅前地区中央 土地区画整理事業	1,423,399,205	1,295,473,205	127,926,000	-
市街地開発事業費会計計			2,506,591,205	2,318,533,205	188,058,000	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 60,132,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 60,132,000	先行する工事の 遅れに伴い工事 が遅延したため
127,926,000	-	-	-	-	-	127,926,000	関係機関等との 協議に日時を要 したため
188,058,000	-	-	-	-	-	188,058,000	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第 150 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第 146 条 （第 1 項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第 3 項省略）

地 方 自 治 法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。